

令和5年

第5回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和5年5月19日)

飯舘村農業委員会

令和5年第5回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和5年5月19日（金）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和5年5月19日 午後1時30分 閉会 令和5年5月19日 午後2時12分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 赤石澤 忠則			5番 山田 豊		
職務出席者	事務局長 三瓶 真			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和5年第5回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	議案第13号—1
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第15号—1、2
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	
9	渡邊文夫	前田・八和木	欠席
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	欠席
12	林 吉安	白 石	議案第14号
13	細杉朝雄	前 田	欠席

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第13号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第14号
農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第15号
農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
申請について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和5年第5回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 改めまして皆さんこんにちは。何かとお忙しいところ、ご苦勞様でございます。今日ここに来る前にですね、農地を見てみますと、畑の菜の花も終わりましたですね、綺麗な絨毯もなくなったな、という風に思ってきました。また一方で、今度は田んぼの田植作業が進んでおるようでございます。昨日あたりの気温を見ますとですね、37度になっている地域もあるようでございます。しかし今日の村の気温は20度であり、かなりの温度差が出ています。身体には十分気を付けていただきたいところです。今年度最初には霜の被害、今度は高温で、寒暖差が激し過ぎて、野菜、花関係の生産者はかなり苦勞なさっているのかなと思います。これが秋の収穫に向けて、良い方向にいけばいいなと思いますけれども、何とか皆さんは自分の力を発揮してですね、うまく乗り越えていただければなと思います。今日の総会なんですが、3条、5条合わせますと、5件ありますので、慎重審議の程よろしく願い申し上げて、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、1番 赤石澤忠則 委員、
5番 山田豊 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て

議長) 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て を議題といたします。
議案が2件あるため、順番に進めます。

議長) それでは、議案第13号の1について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第13号の1を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)高橋喜一 が報告します。
ただ今事務局から説明があった通り、5月17日現地集合という
ことで、申請人、委員、事務局、総勢8名という形で現地を見な
がら現状を把握し当事者の話を伺って参りました。伺った内容は
事務局からお話しいただいた通りでございますので、追加でお話
申し上げることはございません。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:38~13:45)

議長) 再開します。議案第13号の1について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第13号の1について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第13号の1は議案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第13号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第13号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)中川喜昭 が報告します。
現地確認は5月15日、譲受人、地区担当委員2名、事務局の計4名で行っております。譲渡人について、15日立会に参加可能ということで調整をしていたところですが、調整後に仕事の関係で出席できないと改めて相談があったため、10日に状況確認を電話で行ったところであります。今回の土地売買等については承諾をしているところだということを確認しております。申請の場所については、森林化が進んでいて、宮内地区内でもかなり荒れている部分だということで認知しておりました。譲渡人から話があったのですが、譲渡人の父親の代からあった土地で、父親も農業をやらずに、別の仕事をしていたと、譲渡人本人も会社員をしていたということで、今まで全然手を加えていなかったと、40年くらい手をかけていなかった土地であるということでございます。譲受人は今まで関東の方で建設業をしていたところですが、両親が亡くなってから、地元に戻ってこられて、家回りの整理や草刈り等地域活動も一緒にしていただいております。宮内地区にも何度も顔を出してもらっているところです。今回の申請人同士の協議の中で、農地をこのままにしておくのは勿体ないだろうということで、譲受人本人の自己費用で、荒れていた申請地を全て更地にしていただいたところでもあります。そのような状況で、譲渡人が売買の話をする中で、土地を綺麗にしてもらったことに感謝をしていることも電話で確認をしているところでございます。今回の申請地の所在は譲受人の家の前が中心ですが、家の奥にも譲渡人の土地があり、そちらも綺麗にして取得するような内容になっております。今回の申請地周囲に譲受人の農地もあるもので

すから、それと合わせて保全管理等をしていきたいということ
あります。なお、農地の復元後は、今後畑作の試験作付を予定し
ながら農地保全をしていくということでございます。地域的に見
ましても、今まで道路のすぐ脇に荒れていた農地があったところ
が、今年の春一気にクリアになったということで、地域的にも助
かったというような状況でございます。私の方からは以上でござ
います。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 51 ~ 13 : 53)

議 長) 再開します。議案第 13 号の 2 について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第 13 号の 2 について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 13 号の 2 は議案のとおり可決いたしま
す。

○日程第 5 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい
て

議 長) 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい
て を議題とします。

議 長) それでは、議案第 14 号について、事務局より概要説明をいたさ
せます。

事務局) それでは、議案第 14 号を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）林吉安 が報告します。
5 月 14 日及び 15 日に、設定人と設定人の親族、被設定人であ
る事業者へ話を伺いました。申請地は、元々学校の校庭を広げる
際、被設定人の役員の親族が換地として取得された場所であるよ

うです。その後、所有していた土地を分割して相続をされたとのことですが、その土地の中で以前から事業用地を検討していた中で、今回の場所を選定したとのことです。今回の申請地の南に隣接している土地は、以前飲食店があった宅地であり、そこも併用地で使うとのことです。最後に聞き取りの中で私からは、西側に隣接している土地との境界が明確ではないため、しっかり測量を行って事業に取り組むように意見してきました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 14:01~14:03)

議 長) 再開します。議案第14号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

○日程第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議 長) 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。

議 長) 議案が2件ありますが、関連性があるため、一括にて説明いただきます

議 長) それでは議案第15号の1及び2について事務局より概要説明をいただきます。

事務局) それでは、議案第15号の1及び2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫 が報告します。
5月12日、被設定人の工事事務所の方に伺いまして、責任者の方に話を聞いたところ、昨年3月の地震で、建物の基礎が被害

を受け、その基礎をやり直すために、工事が遅れたことで工期の延長、転用計画の変更ということになりました、という説明がありました。以上でございます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:11~14:12)

議 長) 再開します。議案第15号の1及び2について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第15号の1及び2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第15号の1及び2は原案のとおり可決することといたします。

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和5年第5回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和5年5月20日

飯館村農業委員会 会 長 菅野 浩一

同 議事録署名委員 1番 赤石澤 忠則

同 議事録署名委員 5番 山田 豊